

## 公園施設 保全・更新計画

本計画は、「横浜市公共施設管理基本方針」の中で「保全・更新計画」として位置づけているものです。

### 1 対象施設

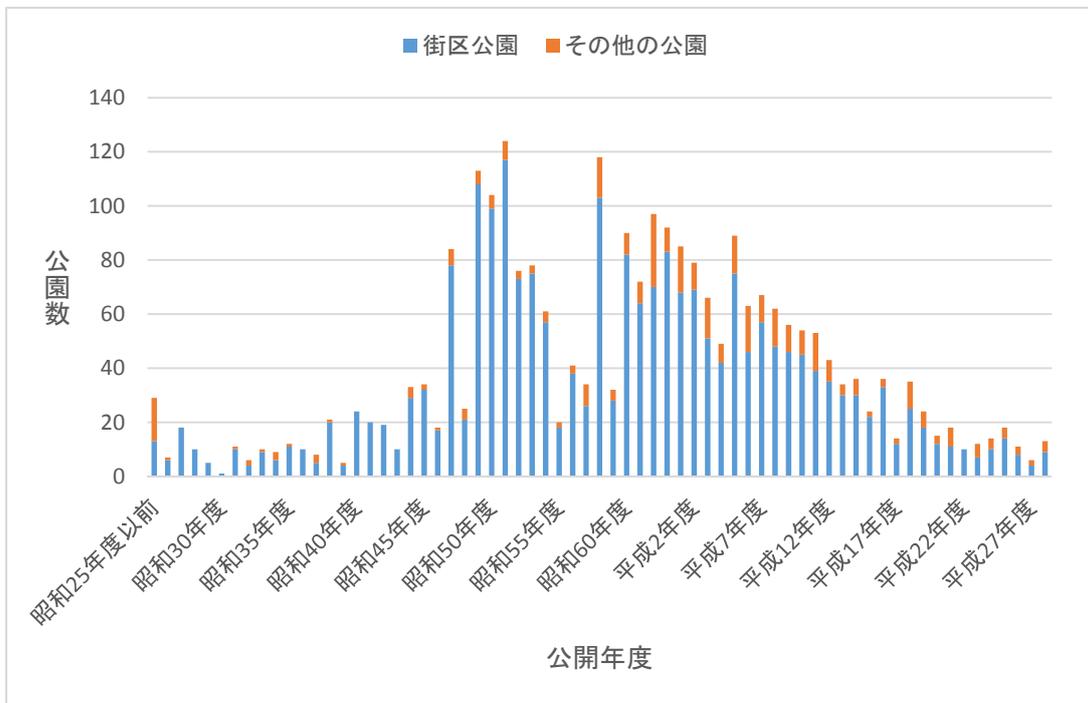
本市が保有する都市公園を対象とします。

#### (1) 公園数及び面積（平成 29 年 3 月 31 日現在の総数 2,667 公園）

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	その他の公園
2,300 公園	195 公園	45 公園	15 公園	6 公園	106 公園
385.70ha	324.71ha	204.17ha	239.51ha	147.34ha	400.30ha

公開年度別公園数は下図のとおりで、昭和 40 年代後半から多くの公園が整備されており、公開から 30 年以上経過している公園が半数以上となっています。

#### 【都市公園整備状況】

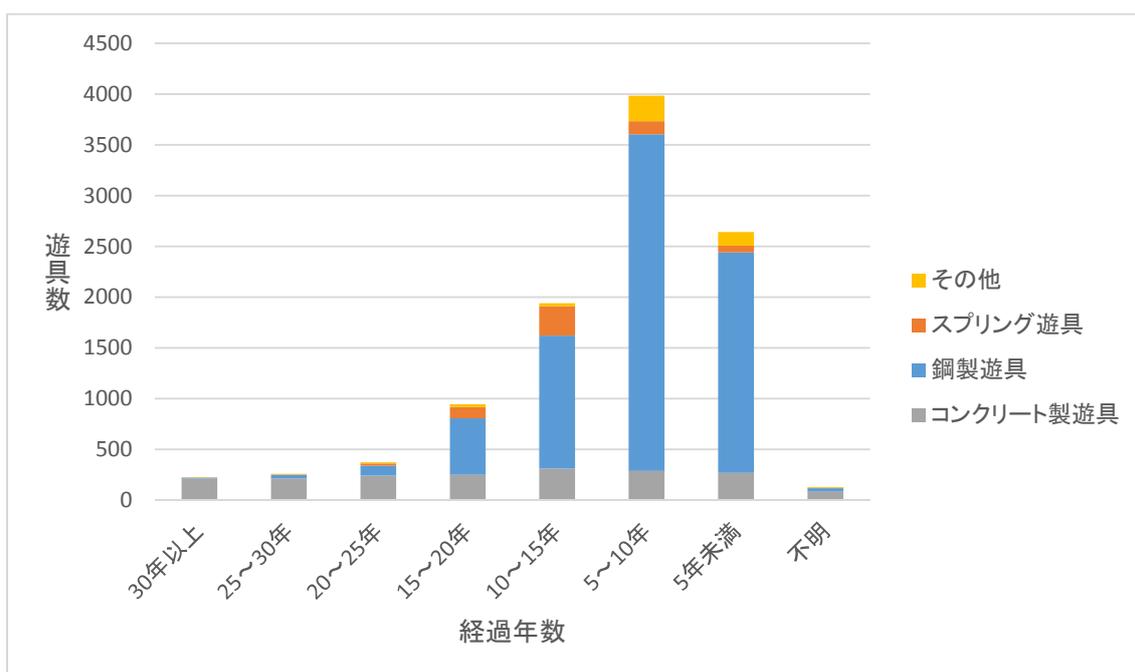


#### (2) 公園施設の現状

公園施設には、遊具（約 10,000 基）、ベンチ（約 20,000 基）、水飲み（約 3,000 基）、照明灯（約 14,000 基）等の一般的な公園施設や便所（約 500 棟）、管理棟等の一般建築物、陸上競技場・球技場、古民家、西洋館、動物園施設等の特殊建築物、橋梁等の大規模な土木構造物等があり、設置数が多く、種類也多岐に渡っているという特徴があります。

本市の公園の更新周期は、公開後又は全面更新後 30 年を目安とし、公園内の施設等の状況や、公園をとりまく周辺状況に応じ、必要に応じて全面更新を行っているほか、安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。特に、遊具については安全上の観点から適宜更新を行っており、設置後 15 年未満のものが 82% を占めています。

## 【遊具設置後の経過年数】



## 2 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 49 年度（2018～2037）までの 20 年とします。

## 3 個別施設の状態等

施設の劣化状態等については、公園利用者が安全で安心して利用できる空間を維持することを目的として、「横浜市公園施設点検マニュアル」に基づき、以下のとおり、施設の日常点検・定期点検等により把握しています。

### (1) 日常点検

日常的に行う巡回時に、主として施設の外観（全体）を目視することにより、異常の有無を確認します。併せて、設置面や植栽なども含めた施設周辺の確認も行います。

### (2) 定期点検

施設の異常等の有無を調べるために定期的を実施します。

#### ア 通常点検

年 3 回を標準として、劣化の進行が比較的早い施設の状況、安全性の欠如や異常の有無、公園周辺への支障の有無等について確認することを目的としています。遊具については、可動部や消耗部材の点検及び交換等をを目的として実施します。

#### イ 詳細点検

通常点検の内容に加え、劣化や腐朽の進行が比較的緩やかな施設・樹木の状況を確認することを目的として実施します。遊具については、基礎部や柱・梁等の主要構造部材及び接合部等、施設の構造上重要や部分の劣化状況や、経年変化による安全規準の適合状況について、確認します。

### (3) 精密点検

分解作業や測定機器による検査・樹木診断等、より高い精度や専門性の高い診断を目的として実施します。

## 4 対策内容と優先順位の考え方

都市公園を安全安心かつ快適に利用していただくためには、適切に施設を保全することが必要不可欠です。安全安心の確保を最優先に、緊急度が高いものや保全の効果が大きいもの等を優先して対策を実施していきます。

定期的な点検により状態を把握し、損傷が大きくなる前にこまめに補修する「予防保全」による維持管理を行うことで、施設の安全性を確保し長寿命化を図るなどライフサイクルコストの削減を図ります。一方で、施設によっては、ライフサイクルコストの削減が図れない場合であっても補修を行いながら利用を継続する必要がある為、管理区分を、予防保全型管理、事後保全型管理、これらの中間的な管理を行う事後保全(中間)型管理に区分しています。

### (1) 予防保全型管理

劣化により安全性が低下し事故のリスクが高まる、または利用が出来なくなることを「未然」に防止する施設や、更新費が高額なため補修により機能を維持し続ける必要がある施設は、点検で劣化状況を把握しながら、消耗部材の交換や塗装等、適切な長寿命化対策を実施し、延命化を図ります。

### (2) 事後保全型管理

劣化しても機能上大きな問題が無い、もしくは、安全性に大きな問題が無い施設は、点検等により状態を監視します。維持保全（清掃・保守・修繕）で機能を維持できなくなった段階で更新を行います。

### (3) 事後保全(中間)型管理

劣化により安全性や利用者満足度が低下する施設は、点検等により状態を監視し、劣化や破損が進んだ段階で補修を行い、安全性の確保と利用の継続を図ります。補修で機能を維持できなくなった段階で更新を行います。

いずれの管理区分の場合も、点検等で老朽化状況を常に把握しながら、適宜、補修・更新予定の見直しを行っていきます。

## 5 対策費用

計画期間内に要する保全・更新費用の推計は約 2318 億円となります。

公園種別ごとにモデルを設定し平均保全費を算出しているほか、特殊建築物・運動施設等については、個別に保全計画を策定し、保全・更新費を推計しています。